できる旨を催告することについて、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　催告に係る不要財産の内容

二　不要財産であると認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）

五　催告の内容

六　不要財産により払戻しをする場合には、不要財産の評価額

七　通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合には、不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八　前号の場合における譲渡の方法

九　第七号の場合における譲渡の予定時期

十　その他必要な事項

2　国土交通大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。

一　通則法第四十六条の三第一項の規定により当該不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額

二　通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額

（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十六条の三　機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を国土交通大臣に通知しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）

第十六条の四　機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により催告しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により提供しなければならない。

一　催告に係る不要財産の内容

二　通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨

三　通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

イ　不要財産により払戻しをすること

ロ　通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをすること

四　払戻しを行う予定時期

五　第三号ロの方法による払戻しの場合における払戻しの見込額

2　前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が同項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第十六条の五　機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

五　通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

2　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該算定した金額及び通則法第四十六条の三第三項の規定により当該持分のうち国土交通大臣が定める額の持分）を機構に通知するものとする。

4　機構は、前項の通知があったときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第十六条の六　機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

第十八条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第二十八条中「第六十三条第三項」を「第六十三条の二第一項及び第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「第十九条」を「第二十五条」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第二項中「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

○環境省令第二十三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

環境大臣　松本　龍

独立行政法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年環境省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）」を「研究所」に、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（独立行政法人通則法第八条第三項に規定する重要な財産であって主務省令で定めるもの）

第一条　独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する重要な財産であって主務省令で定めるものは、同法第四十六条の二第一項又は第二項の認可の申請の日（各項のただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた同法第三十条第一項の中期計画の認可の申請の日）におけるその帳簿価額（現金又は預金である場合にあっては、同法第四十六条の二第一項又は第三十条第一項の認可の申請の日におけるその額）が五十万円以上の財産（その性質上同法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他環境大臣が定める財産とする。

第九条の見出しを「（償却資産の指定等）」に改める。